

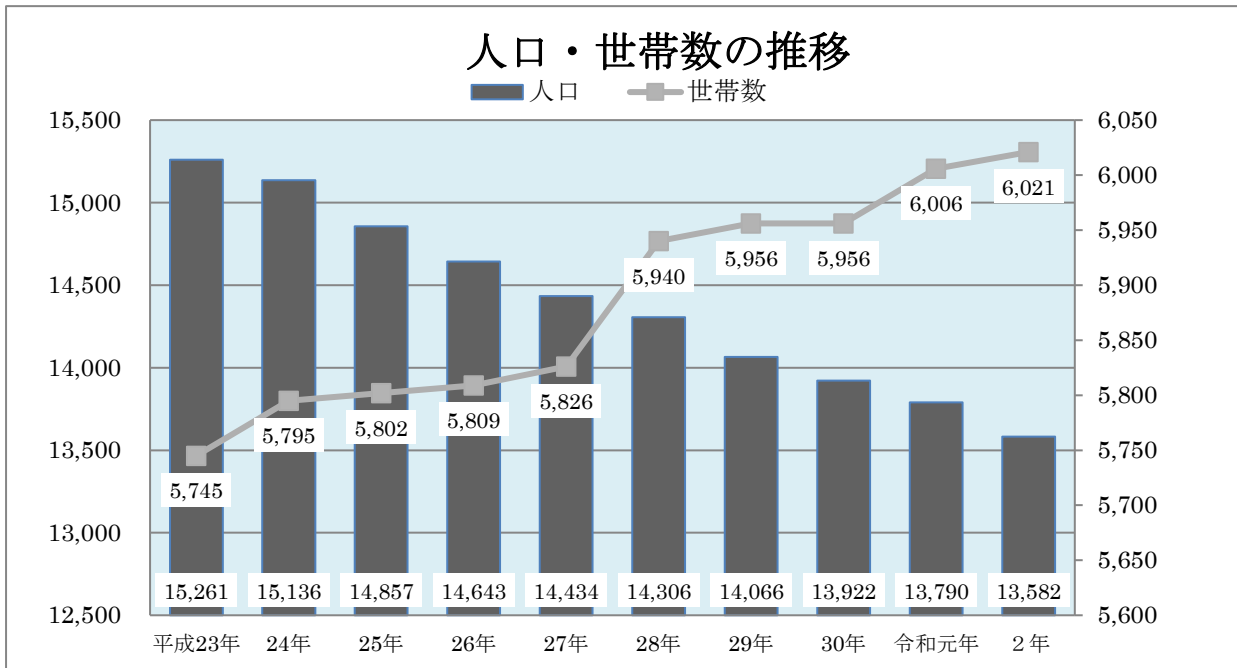
第2章

障がい者等の現状と計画の進捗状況

- 1 町の概要
- 2 障害者手帳所持者等の推移
 - 2-1 身体障がい（児）者
 - 2-2 知的障がい（児）者
 - 2-3 精神障がい（児）者
 - 2-4 発達障がい児及び高次脳機能障がい（児）者
 - 2-5 難病患者等
- 3 前期計画の進捗状況
- 4 前期計画の評価

1 町の概要

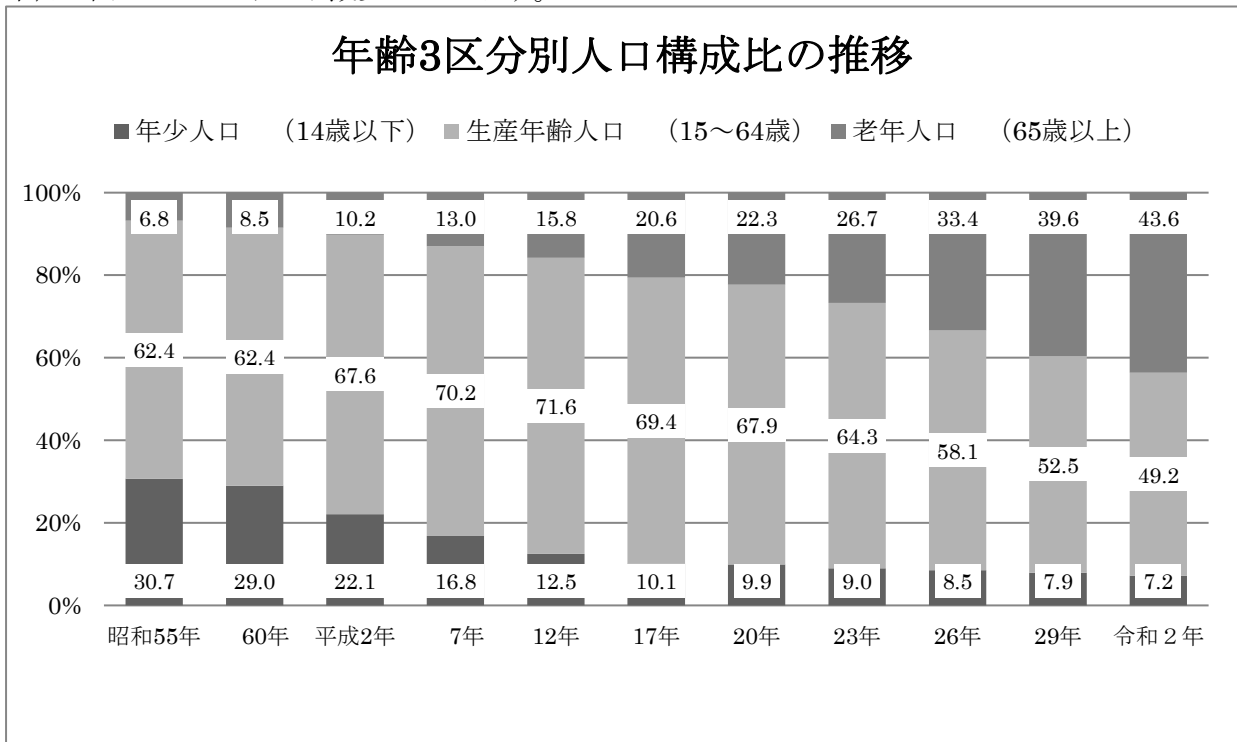
令和2年4月1日現在の町の人口は、13,582人です。人口は年々減少しており、平成23年4月1日現在の人口と比較すると1,679人減少しています。一方で世帯数は、5,745世帯から6,021世帯と276世帯増加しています。



注：各年4月1日現在

資料：住民基本台帳（町民健康課）

令和2年1月1日現在の人口を年齢3区分別にみると、老年人口(65歳以上)比率が43.6%、生産年齢人口(15歳～64歳)比率が49.2%、年少人口(14歳以下)比率が7.2%となっています。昭和55年度と比較すると、老年人口(65歳以上)比率は36.8ポイント増加し、年少人口(14歳以下)比率は23.5ポイント減少しています。



注：年齢不詳は除く

・昭和55年～平成17年は、国勢調査（10月1日現在）、平成20年以降は、鳩山町（住民基本台帳1月1日現在）

2 障害者手帳所持者等の推移

2-1 身体障がい（児）者

身体障害者手帳所持者は令和2年3月31日現在、482人となっています。平成23年度と比較すると29人減少しています。障がい種別では、肢体不自由者が手帳所持者全体の約5割を占め、次いで内部障がい者が約3割を占めています。

等級別にみると、令和2年3月31日現在では1級が168人、2級が68人で、1、2級を合計すると全体の約半数を占めます。

身体障害者手帳所持（児）者の推移〔障がいの種別〕※（）内は18歳未満の人数

単位：人

| 年 度 | 総 数 | 障がいの種別 | | | | |
|--------|------------|-----------|----------------|----------------|------------|------------|
| | | 視 覚 | 聴覚・平衡 機能障がい | 音声・言語 機能障がい | 肢体不自由 | 内部障がい |
| 平成23年度 | 511 (5) | 33 (0) | 33 (2) | 5 (0) | 298 (1) | 142 (2) |
| 平成24年度 | 517 (6) | 36 (0) | 34 (2) | 4 (0) | 296 (1) | 147 (3) |
| 平成25年度 | 524 (6) | 35 (0) | 35 (2) | 4 (0) | 300 (1) | 150 (3) |
| 平成26年度 | 525 (7) | 34 (0) | 35 (2) | 4 (0) | 299 (2) | 153 (3) |
| 平成27年度 | 509 (7) | 33 (0) | 35 (2) | 5 (0) | 285 (2) | 151 (3) |
| 平成28年度 | 503 (8) | 33 (0) | 38 (2) | 4 (0) | 278 (3) | 150 (3) |
| 平成29年度 | 491 (8) | 33 (0) | 40 (1) | 5 (0) | 273 (4) | 140 (3) |
| 平成30年度 | 495 (8) | 29 (0) | 39 (1) | 5 (0) | 261 (4) | 161 (3) |
| 令和元年度 | 482 (7) | 25 (0) | 39 (0) | 5 (0) | 251 (4) | 162 (3) |

注：各年度3月31日現在

資料：長寿福祉課

身体障害者手帳所持（児）者の障がいの程度※（）内は18歳未満の人数

単位 上段：人 下段：%

| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 合 計 |
|-----|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|
| 人 数 | 168 (1) | 68 (3) | 78 (3) | 131 (0) | 18 (0) | 19 (0) | 482 (7) |
| 割 合 | 34.9 | 14.1 | 16 | 27 | 4 | 4 | 100 |

注：令和2年3月31日現在

資料：長寿福祉課

2-2 知的障がい（児）者

令和2年3月31日現在の療育手帳所持者は91人となっています。平成23年3月31日現在と比較すると17人増加しています。等級別にみると多いのは中度Bの26人、次いで最重度Ⓐと重度Aの22人となっています。

療育手帳所持（児）者の推移※（）内は18歳未満の人数

単位：人

| 年 度 | 総 数 | 最重度Ⓐ | 重度A | 中度B | 軽度C |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 平成 23 年度 | 74 (9) | 18 (1) | 20 (3) | 24 (1) | 12 (4) |
| 平成 24 年度 | 74 (10) | 18 (1) | 20 (3) | 23 (2) | 13 (4) |
| 平成 25 年度 | 75 (11) | 19 (1) | 20 (4) | 24 (3) | 12 (3) |
| 平成 26 年度 | 81 (14) | 20 (2) | 21 (5) | 25 (2) | 15 (5) |
| 平成 27 年度 | 84 (14) | 22 (2) | 19 (5) | 26 (2) | 17 (5) |
| 平成 28 年度 | 86 (15) | 23 (4) | 20 (2) | 27 (3) | 16 (6) |
| 平成 29 年度 | 86 (15) | 22 (4) | 21 (2) | 27 (3) | 16 (6) |
| 平成 30 年度 | 89 (15) | 22 (3) | 22 (3) | 26 (1) | 19 (8) |
| 令和元年度 | 91 (14) | 22 (3) | 22 (3) | 26 (1) | 21 (7) |

注：各年度3月31日現在

資料：長寿福祉課

2-3 精神障がい（児）者

令和2年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持（児）者は、110人となっており、平成30年度の時点で療育手帳保持（児）者数を上回っています。

平成23年3月31日現在と比較すると49人増加しています。等級別にみると2級、3級が増加しています。

令和2年3月31日現在の自立支援医療（精神通院）受給者は、198人となっています。平成23年3月31日現在と比較すると、78人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持（児）者及び自立支援医療（精神通院）受給者の推移 ※（）内は18歳未満の人数

単位：人

| 年 度 | 自立支援医療 （精神通院） 受給者 | 精神障害者保健福祉手帳保持者 | | | |
|--------|-------------------------|----------------|--------|--------|---------|
| | | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 計 |
| 平成23年度 | 120 | 5 | 36 | 20 | 61 |
| 平成24年度 | 127 | 3 | 36 | 22 | 61 |
| 平成25年度 | 130 | 4 | 42 | 27 | 73 |
| 平成26年度 | 134 | 3 | 47 | 28 | 78 |
| 平成27年度 | 139 | 3 | 52 | 26 | 81 |
| 平成28年度 | 156 | 5 | 56 | 23 | 84 |
| 平成29年度 | 176 | 5 (0) | 58 (3) | 21 (0) | 84 (3) |
| 平成30年度 | 182 | 7 (0) | 68 (3) | 25 (0) | 98 (3) |
| 令和元年度 | 198 | 8 (0) | 70 (3) | 32 (0) | 110 (3) |

注：各年度3月31日現在

資料：埼玉県立精神保健センター、町保健センター、長寿福祉課

令和2年3月31日現在の自立支援医療（精神通院）受給者の疾患別の状況をみると、その他の精神障がい者が103人と受給者全体の約5割を占め、次いで、統合失調症が43人と約2割となっています。

主な疾患別自立支援医療（精神通院）受給者の推移

単位：人

| 疾 患 | 自立支援医療（精神通院）受給者 | | |
|-----------|-----------------|--------|-------|
| | 平成25年度 | 平成28年度 | 令和元年度 |
| 統合失調症 | 56 | 62 | 43 |
| そううつ病圏 | 42 | 48 | 39 |
| 神経症 | 16 | 15 | 9 |
| てんかん | 6 | 9 | 4 |
| その他の精神障がい | 10 | 22 | 103 |
| 計 | 130 | 156 | 198 |

注：各年度3月31日現在

資料：埼玉県立精神保健センター、町保健センター、長寿福祉課

2-4 発達障がい児及び高次脳機能障がい（児）者

障害者基本法では、発達障がい及び高次脳機能障がいについては精神障がいとされています。鳩山町において発達障がい児及び高次脳機能障がい（児）者の人数については、それぞれ国の統計調査等の結果を基に推計として掲載しています。

単位：人

| 障がい名 | 対象者数（推計） | 備考 |
|---------------|----------|--|
| 発達障がい児（15歳未満） | 64 | 文部科学省：通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について、平成24年の結果に基づき推計 |
| 高次脳機能障がい（児）者 | 52 | 東京都：高次脳機能障害者実態調査の平成20年3月の結果に基づき推計 |

2-5 難病患者等

令和2年3月31日現在の特定難病医療給付受給者数は109人となっています。平成22年度と比較すると4人増加しています。また、小児慢性特定疾病医療受給者数は令和元年度の最大受給者数が14人となっています。

指定難病医療給付対象者数の推移

単位：人

| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 合計 | 111 | 115 | 108 | 109 | 110 | 111 | 106 | 104 | 109 |

注：各年度3月31日現在

資料：坂戸保健所

小児慢性特定疾病医療給付対象者数の推移

単位：人

| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 合計 | 12 | 11 | 10 | 8 | 10 | 14 | 14 | 14 | 14 |

注：平成28年度までは各年度3月31日現在、平成29年度以降は年度内の最大受給者数

資料：坂戸保健所

主な疾患別にみると、パーキンソン病関連疾患21人で全体の約2割を占めています。

主な疾患別特定疾患医療受給者の推移

単位：人

| 疾 患 | 平成25年度 | 平成28年度 | 令和元年度 |
|----------------|--------|--------|-------|
| 潰瘍性大腸炎 | 17 | 18 | 12 |
| パーキンソン病関連疾患 | 24 | 23 | 21 |
| 全身性エリテマトーデス | 8 | 5 | 4 |
| 強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎 | 7 | 9 | 13 |
| 特発性血小板減少性紫斑病 | 4 | 3 | 1 |
| 多発性硬化症 | 3 | 4 | 3 |
| クローン病 | 5 | 6 | 5 |
| 原発性胆汁性肝硬変 | 4 | 5 | 3 |
| 後縦靭帯骨化症 | 4 | 2 | 2 |
| その他 | 32 | 36 | 45 |
| 合 計 | 108 | 111 | 109 |

注：各年度3月31日現在

資料：坂戸保健所

3 前期計画の進捗状況

前期計画（第5期鳩山町障がい者福祉計画（平成30年度～令和2年度））では、「ふれあいと支えあいのある安心して暮らせるまち」という基本理念の下、四つの基本目標を設定し、関連事業に取り組んできました。

関連事業の進捗状況について評価したところ、新型コロナウイルス感染拡大により、事業等が開催できなかつた等の影響で計画の目標に達していない事業もあり、今後、国が推奨する新しい生活様式に沿った事業展開が求められています。以下、前期計画の重点課題を含めた基本目標の実施状況と課題について記載します。

基本目標1 交流・ふれあいの促進

障がい者・健常者の区分けの意識をなくし、一人ひとり異なる個性を持つ町民がお互いを理解し、かけがえのない個人として尊重しあえる意識づくり、誰もが参加しやすい交流の場づくりをより一層充実する必要があります。そうした中で、国が進める地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりの検討が必要となっています。

また、障がい者の地域生活を支える福祉ボランティアを育成するとともに、ボランティアセンターの機能を充実させ、ボランティアの在り方を含めた障がい者が必要とするボランティアの提供や、障がい者とボランティアの協働による地域活動を促進する必要があります。

第5期計画では障がい者スポーツや当事者を講師とした講座や、ふれあい広場などを開催して多くの方に相互理解や交流の機会を設けることができました。しかし、一般住民を対象としたノーマライゼーションの認知度は14.2%に留まり、十分に周知が図れていません。また、障がい者の社会参加の推進に対する取り組みとして、住民に対する情報提供等に関しては発信が不十分であるとの課題も多く、最新の情報を的確に捉えるとともに、迅速に対応していくなどの積極的な取り組みを行う必要があります。

また、鳩山町社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会という。）が各施設、教育関係機関、ボランティアグループ等の協力の元、学生等の夏季休業を活用してボランティア体験の機会を提供することにより相互理解や地域活動の促進に繋がりました。また、各種講座等を開催したことにより、地域活動を担う団体が新たに立ち上がるなどの効果がありました。今後もボランティア活動を活性化していくために、研修や講演は元より、ボランティアに対する情報提供を重点的に行い、地域における新たな支え合いとして共に支え合う地域共生社会の実現に向けて取り組みを継続していきます。

基本目標2 健康・生活支援サービスの充実

障がいの状況や家庭環境など、障がい者一人ひとりのライフステージに沿った適切な支援を受けられるよう気軽に相談できる専門的な知識を有する者を配置するとともに、関係機関と連携し、障がいのある方の自立と社会参加という観点に立って障がいの特性に応じた切れ目のない総合的な相談支援及び生活支援サービスを提供していく必要があります。また、町内にはサービス等利用計画書の作成に係る指定特定相談支援事業者がないことから、今後、新規事業所の開設及び育成等の体制の整備を図り、障がいのある方が自ら選択した地域で生活することができるよう、住まいの確保や、地域で生活し続けるための支援が必要です。また、障がいのある方同士が共に暮らす中で、相互に自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの支援体制及び精神障がい者などのグループホームの整備を促進する必

要があります。

併せて、障がい者・介護者の高齢化が進む中、安心して生活が送れるように、日常的な金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートネット」や成年後見制度の周知を促進するとともに、成年後見制度利用支援事業の促進を強化する必要があります。また、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の周知を図る必要があります。

第5期計画では、相談支援に対して有資格の職員を配置し、関係各課や関係機関等と連携して必要な支援を行うことができました。また、令和元年度より社会福祉協議会に委託して設置した総合相談支援窓口では、障害に関する内容を含め生活全般の内容に関する相談を受け、関係機関に繋げる役割を果たしていますが、まだまだ周知が不足し認知度は低い状況であります。

また、指定特定相談支援事業者の新規開設には至らなかったため、人材育成の取り組みや、鳩山町単独ではなく近隣市町村等の広域的に連携して推進していく必要があります。グループホームや生活ホームの整備、運営や居宅改善整備費補助制度の周知を図る取り組みを行い、町内の空き家を活用したグループホームの整備もされて住まいの確保をすることができました。また、地域で生活するための支援では、日中活動として福祉サービスの調整や連携、地域活動支援センターの充実などに取り組んでいますが、十分な確保、制度の浸透に至っていないため、引き続き障がいのある方が希望した地域で安心して生活することができるよう障害福祉サービスの支援体制の整備を進めていきます。

関係機関と連携した各種講演会や相談会を実施すると共に、ホームページや広報誌等でも広く住民に対して制度の周知を図りましたが、十分と言えるほどの浸透はしていません。成年後見制度の利用は、今は必要ないが将来必要になったら利用したいという回答が4割を超えていることから、引き続き制度の周知等を図る必要があります。また、町の高齢化率が40%を超えていることから、成年後見制度等に関わる利用促進計画を次期計画に盛り込む必要があります。

基本目標3 可能性の拡大と社会参加の促進

障がいのある子ども・ない子どもが共に学び、共に遊ぶ中で、お互いを理解し、尊重する意識を醸成するとともに、子どもたち一人ひとりの能力、可能性を伸ばすことのできる学習体制を整備する必要があります。併せて、発達障がいや高次脳機能障がいについては、障がいに対する正しい理解普及を図るとともに、専門的に相談できる人材を確保し、早期からの継続的な支援が受けられる支援体制の充実が必要です。

また、障がい者の能力が発揮され、希望する仕事に取り組めるよう、障害者就労支援センターを中心に、民間企業と連携した障がい者の働く場を確保する必要があります。また、就労継続支援B型の鳩山支援センター「はばたき」などの就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるような仕組み等の支援が必要です。

第5期計画では、教育委員会や社会福祉協議会等と連携して福祉に関する学習や障がい者等との交流等の機会を設け、相互理解と尊重意識の醸成を図りました。また、視覚障がい者に対する読書環境の整備の一つとして対面朗読を実施しています。また、町保健師が発達障がい等に関する研修会に参加して、医療機関等の専門職員と連携して幼稚園や保育園を巡回訪問し、相談支援等に対応しています。高次脳機能障がいについても、障がいの程度に応じ、正しい理解と普及への取り組みについて、今後も継続して取り組み、支援体制の充実に努めていきたいと考えています。

坂戸市障害者就労支援センター（以下、就労支援センターという。）をはじめ、近隣の就労支援事業所と情報共有や連携、必要に応じて連絡会議を開催して障がい者が安心して

就労できる体制を整備することに努めていますが、当事者の望む就労環境、雇用条件等が十分ではありませんでした。また、障害者優先調達法に基づき、就労継続支援事業所等から物品等を購入することで工賃確保に貢献していますが、引き続き安心して生活が送れる環境整備等に取り組んでいきます。

基本目標4 暮らしやすいまちづくりの推進

町の高齢化が進む中、障がい者及び介助者も高齢となり、移動・外出が一人では難しい状況になってきています。地域公共交通（デマンドタクシー・町内循環バス）や障害者総合支援法に基づく移動支援や同行援護などの障がい者移動・外出支援サービスの充実を図る必要があります。

また、防災意識の向上、災害発生時の障がい者の安否確認や避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者支援制度の推進を強化し、障がい者等（避難行動要支援者）並びに、避難所での支援体制についても整備を図る必要があります。

第5期計画では、公共交通再編事業として町内循環バスの路線の見直し、町営路線バスの延伸取り組みを行い、移動支援や同行援護等の相談に応じて適切な利用促進に繋がりました。また、行政の制度で対応できない部分を社会福祉協議会が実施している外出支援サービスで補い、移動等への支援を行っていますが、制度の周知不足、各種制度で対応できない課題、利便性の向上などの課題も多く、町の環境的に移動に関する課題は今後も切実なものとなる可能性が高いため、引き続き取り組みの強化を図る必要があります。

常時の見守り支援を行う体制や事業に関しては関係機関等と連携して取り組んでいます。が、災害時に避難場所を知らない当事者の割合が約25%いることや、一人で避難できない、又は分からないという方が約45%いる一方で、災害発生時等の対応に関しては現状では不十分であり、有事の際に円滑な支援や避難が行える体制が整っていません。近年の災害発生状況を鑑み、支援体制の整備が急務である状況となっていますので、計画の中で避難方法、避難場所、緊急連絡先など、緊急時の対応の検討と強化に取り組む必要があります。

4 前期計画の評価

本計画の策定にあたり、町の各担当課や社会福祉協議会において、第5期計画中にある令和元年度の主要事業の取り組み状況について評価を行いました。評価基準及び評価結果については以下のとおりです。

| 評価 | 評価基準 | 点数 |
|----|-----------------------|----|
| 4 | 目標どおり達成できた（ほぼ100%達成） | 4 |
| 3 | おおむね目標どおり達成できた（80%程度） | 3 |
| 2 | あまり達成できなかった（50%程度） | 2 |
| 1 | 全く達成できなかった（0%） | 1 |

12の基本目標、全128項目中で最も多かった評価は「3評価」の83項目で全体の65%を占めています。次いで「4評価」の29項目で全体の23%を占める結果となりました。

| 施策目標 | 項目数 | 4評価 | | 3評価 | | 2評価 | | 1評価 | | 全体 | |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 項目数 | 割合 | 項目数 | 割合 | 項目数 | 割合 | 項目数 | 割合 | 点数 | 平均 |
| 啓発・交流活動の推進 | 10 | 4 | 40% | 5 | 50% | 1 | 10% | 0 | 0% | 33 | 3.3 |
| ボランティア活動の促進 | 5 | 2 | 40% | 2 | 40% | 1 | 20% | 0 | 0% | 16 | 3.2 |
| 福祉教育の推進 | 3 | 1 | 33% | 2 | 67% | 0 | 0% | 0 | 0% | 10 | 3.3 |
| 相談支援体制・情報提供の充実 | 14 | 1 | 7% | 12 | 86% | 1 | 7% | 0 | 0% | 42 | 3.0 |
| 保健サービスの充実 | 16 | 5 | 31% | 10 | 63% | 1 | 6% | 0 | 0% | 52 | 3.3 |
| 福祉サービスの充実 | 27 | 3 | 11% | 23 | 85% | 1 | 4% | 0 | 0% | 83 | 3.1 |
| 教育・保育の充実 | 8 | 6 | 75% | 2 | 25% | 0 | 0% | 0 | 0% | 30 | 3.8 |
| 生涯学習活動の支援 | 6 | 0 | 0% | 4 | 67% | 2 | 33% | 0 | 0% | 16 | 2.7 |
| 就労の支援 | 12 | 4 | 33% | 7 | 58% | 0 | 0% | 1 | 8% | 38 | 3.2 |
| 公共施設等の整備 | 4 | 1 | 25% | 2 | 50% | 1 | 25% | 0 | 0% | 12 | 3.0 |
| 移動支援・コミュニケーション手段の確保 | 9 | 1 | 11% | 7 | 78% | 0 | 0% | 1 | 11% | 26 | 2.9 |
| 安心・安全の確保 | 14 | 1 | 7% | 7 | 50% | 5 | 36% | 1 | 7% | 36 | 2.6 |
| 合計 | 128 | 29 | 23% | 83 | 65% | 13 | 10% | 3 | 2% | 394 | 3.1 |

また、各施策の4段階評価について、主要事業の合計点数を項目数で割って平均点を算出したところ、全体の平均は3.1点となり、最も平均点の高い施策は「教育・保育の充実」で3.8点となり、最も低い平均点の施策は「安心・安全の確保」で2.6点となっています。



